

発行 一般社団法人 池袋労働基準協会
TEL. 03-3988-6344 FAX. 03-3988-6366
<http://www.ikerokyo.or.jp/> e-mail:office@ikerokyo.or.jp
〒170-0014 東京都豊島区池袋1丁目8番8号

一般社団法人 池袋労働基準協会 新年賀詞交歓会を開催

令和6年新年賀詞交歓会が1月24日（水）午後5時より、リビエラ東京において、ご来賓の皆様及び会員事業場の皆様が多数参加し開催されました。上田一成副会長の司会で、大島隆夫会長の新年の挨拶に続き、ご来賓の豊島区長高際みゆき様、池袋労働基準監督署長高橋和彦様、池袋公共職業安定所長山本貴彦様の3名よりご祝辞をいただきました。続いて今井敏弘副会長よりご来賓ご紹介、そして白井宏一豊島産業協会会長のご発声で乾杯により祝宴が始まりました。

その後、ご来賓の皆様と会員の方々との交流が随所で行なわれ、さらにジャズの生演奏が会場の雰囲気を引き立て、新年の門出に相応しい和やかな会となりました。最後に秋山勉副会長の中締めにより、盛会のうちに閉会となりました。



大島会長



目 次

❖新年賀詞交歓会を開催	1P～2P
❖安全衛生教育促進運動(要綱) /協会主催の講習・セミナー等日程	2P～3P
❖池袋労働基準監督署署長表彰会員事業場の紹介	4P
❖令和5年死亡災害・死傷災害発生状況	5P
❖池袋労働基準監督署からのお知らせ —STOP!!!死亡災害2024	6P
❖ハローワーク池袋だより	7P
❖講習会等・協会行事計画	8P

ご 来 賓

豊島区長
池袋労働基準監督署長
池袋公共職業安定所長
一般社団法人豊島産業協会会長
一般社団法人板橋産業連合会会長
東京商工会議所練馬支部事務局長
公益社団法人東京労働基準協会連合会専務理事

高際 みゆき様
高橋 和彦様
山本 貴彦様
白井 宏一様
大島 隆夫様
安藤 薫様
上島 卓司様

去人池袋労働基



高際豊島区長

去人池袋労働基



高橋署長



山本所長



豊島産業協会白井会長

安全衛生教育促進運動

—正しい知識で 職場を安全・健康に！—

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象者が増えることを踏まえ、事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう

令和5年度 安全衛生教育促進運動実施要領(要旨)

1 趣旨

安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性を啓発し、実施を促すため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主唱し、推進している運動である。

安全衛生教育は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するものである。

特に、労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等(以下「法定教育」という。)の徹底や就業制限業務に係る資格取得の確実な実施は労働災害を防止する上で極めて重要である。

令和5年度においては、騒音障害防止対策の管理者選任時の教育の実施や、金属アーク

溶接等作業主任者限定技能講習（令和6年1月1日から開始）、テールゲートリフターの操作に係る特別教育義務化（令和6年2月1日より適用）などが法令等により新たに定められた。また、化学物質の自律的な管理への移行においては、令和6年4月1日より化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任が義務化されるが、選任には必要な講習を受けることとなっている。

事業場の安全衛生水準の向上と自主的な安全衛生活動の取り組みのためには労働者の安全・健康に対する意識の定着が重要である。経営トップや安全衛生に係る管理者、作業員等、各層に応じた知識と技能の習得の機会を法定教育に加えて法定外の教育も欠かせない。

事業者は、教育・研修の対象者が増える年度初めに向け、計画的に準備を進めて着実に実施していただきたい。安全衛生教育の重要性を改めて認識し、各事業場にその実施を積極的に促すため、本年度も安全衛生教育促進運動を展開することとする。

2 実施期間

令和5年12月1日から令和6年4月30日までとする。

3 運動標語

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

—◆◆ 協会主催の講習・セミナー等の日程 ◆◆—

令和6年3月 申し込み開始：令和5年12月～

日 程	講習・セミナー名	受講費()内は非会員	会 場
3/5	労災保険給付の基礎講座	無料(別途テキスト代)	としま区民センター
3/18～19	安全管理者選任時研修 (法定講習)	8,000円(10,500円)	池袋労働基準協会研修室
3/25	ベーシックセミナー〈労務費の適切な価格への転嫁と賃金の引上げについて〉	無料	中労基協ビル (千代田区二番町)

令和6年4月 申し込み開始：令和6年2月～

日 程	講習・セミナー名	受講費()内は非会員	会 場
4/9	新入社員安全衛生教育等講習会	2,000円(4,000円)	としま区民センター

令和6年5月 申し込み開始：令和6年2月～

日 程	講習・セミナー名	受講費()内は非会員	会 場
5/24	労働行政運営方針等説明会	無料	としま区民センター
5/21～22	安全衛生推進者養成講習 (法定講習)	9,000円(10,430円)	池袋労働基準協会研修室

令和6年6月 申し込み開始：令和6年3月～

日 程	講習・セミナー名	受講費()内は非会員	会 場
6/13	全国安全週間説明会	無料	I K E ・ B i z
6/25～26	安全管理者選任時研修 (法定講習)	8,000円(10,500円)	池袋労働基準協会研修室

◆ 池袋労働基準監督署 署長表彰事業場の紹介 ◆

このたび、一般社団法人池袋労働基準協会の会員事業場が池袋労働基準監督署 署長表彰を受賞されました。この賞は、池袋労働基準監督署管内において、労働安全衛生活動を積極的に行い、顕著な成績を残された事業場に対し、表彰されるものです。

◇ 署長表彰受賞会員事業場 ◇

株式会社 日立プラントコンストラクション 殿
東京都チャレンジプラストツパン 株式会社 殿
有機合成薬品工業 株式会社 東京研究所 殿
アゴラ造園 株式会社 殿

(豊島区)
(板橋区)
(板橋区)
(練馬区)



(株) 日立プラントコンストラクション



東京都チャレンジプラストツパン(株)



有機合成薬品工業 (株) 東京研究所



アゴラ造園 (株)

令和5年 池袋監督署管内の労働災害が増加しています！！

～あなたの職場は大丈夫？～

※災害発生状況は次頁のとおり

◆ 令和4年より増加、過去10年間で最大となった平成26年の7名にせまる勢いです。

そこで・・・今より確認していただきたい事項

○予定外作業はありませんか？

予定にない作業、労働者が急遽思いついた作業など、突発的に行われる作業では、必要な知識、必要な道具・設備がないため、危険な環境が発生しやすくなります。作業計画など事前の打ち合わせは十分に行ってください。

○慣れによる省略作業はありませんか？

知識経験から、今まで行っていた安全衛生対策を省略し、近道行動を行った結果、労働災害に見舞われるケースが散見されます。初心に戻った安全行動を心がけてください。

○教育は十分行われていますか？

軽作業だから、日常的に行っているものだからなどと、労働者の知識経験に任せ、安全衛生教育を簡略化し、包丁やカッターなどの刃物類、脚立や椅子などの道具類による労働災害が後をたちません。日曜使い慣れているものほど、今一度の教育が必要です。

令和5年 死亡災害・死傷災害発生状況(12月末日現在)

【池袋監督署管内】			
業種別	死亡災害 4人		
	R5年	R4年	増減数
製造業	0	0	0
建設業	1	0	1
土木工事業	0	0	0
建設工事業	0	0	0
その他の建設業	1	0	1
陸上貨物運送業	0	0	0
ハイヤー・タクシー業	2	0	2
その他の運輸交通・貨物取扱業	0	0	0
商業	0	0	0
小売業	0	0	0
保健衛生業	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0
接客娯楽業	0	0	0
飲食店	0	0	0
清掃と畜業	0	1	-1
ビルメン業	0	0	0
その他の三次産業	1	3	-2
金融業	0	0	0
警備業	1	1	0
その他(一次産業)	0	0	0
全産業計	4	4	0

【東京労働局管内】			
業種別	死亡災害 44人		
	R5年	R4年	増減数
製造業	2	2	0
建設業	16	25	-9
土木工事業	3	4	-1
建設工事業	9	13	-4
その他の建設業	4	8	-4
陸上貨物運送業	2	4	-2
ハイヤー・タクシー業	2	0	2
その他の運輸交通・貨物取扱業	0	0	0
商業	8	2	6
小売業	2	1	1
保健衛生業	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0
接客娯楽業	0	1	-1
飲食店	0	1	-1
清掃と畜業	3	5	-2
ビルメン業	1	3	-2
その他の三次産業	10	9	1
金融業	0	0	0
警備業	7	5	2
その他(一次産業)	1	2	-1
全産業計	44	50	-6

【池袋監督署管内】			
業種別	休業4日以上の死傷災害		
	R5年	R4年	増減率%
製造業	44	41	0.7
建設業	80	78	0.3
土木工事業	13	6	21.7
建設工事業	60	68	-11.7
その他の建設業	7	4	17.5
陸上貨物運送業	81	80	0.1
ハイヤー・タクシー業	63	74	-14.9
その他の運輸交通・貨物取扱業	22	12	18.3
商業	185	186	-0.1
小売業	156	159	-0.2
保健衛生業	180	142	26.7
社会福祉施設	140	112	2.5
接客娯楽業	77	70	1.1
飲食店	67	49	3.7
清掃と畜業	73	83	-1.2
ビルメン業	51	55	-0.7
その他の三次産業	123	91	3.5
金融業	5	5	0
警備業	50	23	11.7
その他(一次産業)	2	2	0
全産業計	930	859	8.3

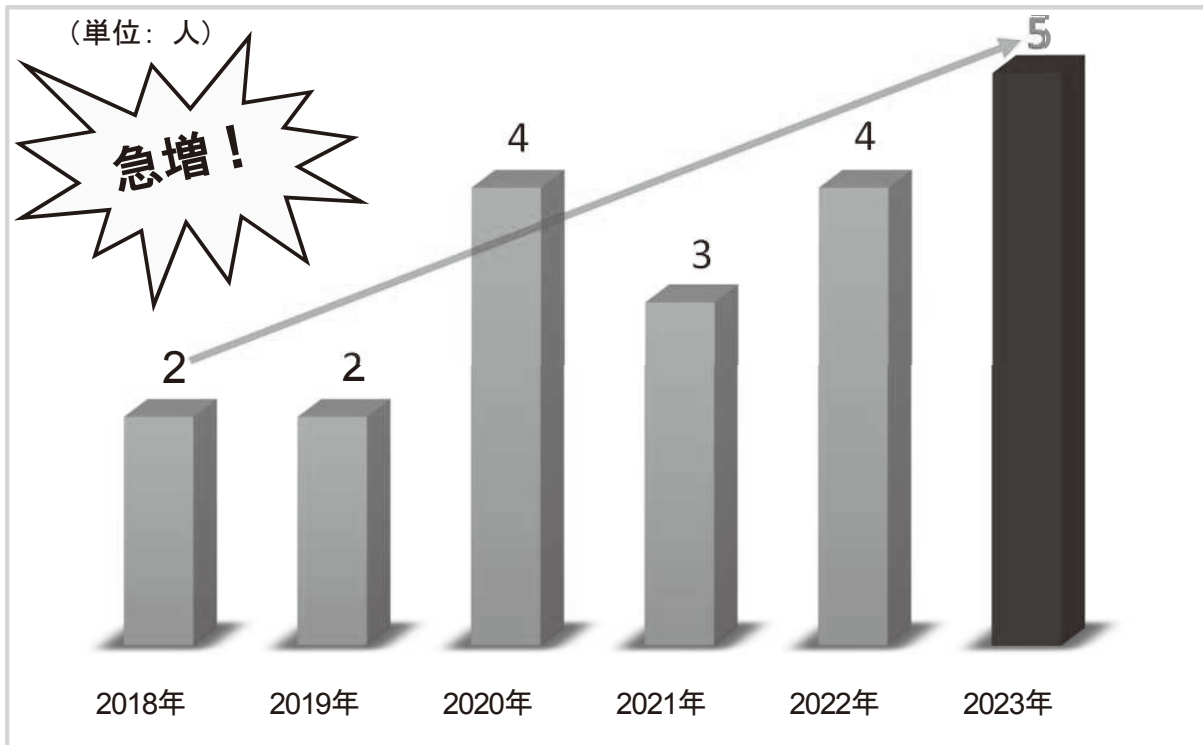
【東京労働局管内】			
業種別	休業4日以上の死傷災害		
	R5年	R4年	増減率%
製造業	624	547	14.1
建設業	989	988	0.1
土木工事業	177	160	10.6
建設工事業	622	605	2.8
その他の建設業	190	223	-14.8
陸上貨物運送業	1,010	985	2.5
ハイヤー・タクシー業	375	404	-7.2
その他の運輸交通・貨物取扱業	369	278	32.7
商業	1,809	1,801	0.4
小売業	1,321	1,350	-2.1
保健衛生業	1,460	1,290	13.2
社会福祉施設	1,122	995	12.8
接客娯楽業	980	834	17.5
飲食店	763	652	17
清掃と畜業	843	830	1.6
ビルメン業	561	552	1.6
その他の三次産業	1,579	1,484	6.4
金融業	90	96	-7.3
警備業	337	319	5.6
その他(一次産業)	63	61	3.3
全産業計	10,101	9,502	6.3

東京労働局ホームページより

⚠STOP!!!死亡災害2024⚠

2023年12月末の速報値で、池袋労働基準監督署管内における労働災害により5人の方が亡くなられています。さらに、休業4日以上の死傷災害も増えており、その中には一歩間違えれば大きな事故に繋がっていたものも多く確認されています。

池袋労働基準監督署管内の死亡災害の被災者数



絶対にあってはならない死亡災害の撲滅のために、

- ①安全衛生管理体制の確立
- ②リスクアセスメントの実施
- ③機械設備の安全化
- ④適正な作業方法の確立
- ⑤安全教育の実施

を今一度、徹底してください。

池袋労働基準監督署





ハローワーク池袋だより



ハローワークからのお知らせ

令和6年4月から求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください。

職業安定法施行規則の改正により、2024（令和6年）4月1日以降、ハローワークに求人申し込みを行う場合は求人票に以下の①～③の明示をお願いします。

① 従事すべき業務の変更の範囲 ※

- ・採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「変更範囲：変更なし」と明示してください。
- ・将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、同欄に変更後の業務を明示してください。

② 就業場所の変更の範囲 ※

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「1. あり」とした上で、転勤範囲を明示してください。

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

③ 有期労働契約を更新する場合の基準

※通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「契約更新の可能性」欄を「1. あり」に○を付けてください。
- ・更新継続が期待される場合は「原則更新」、更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は「条件付きで更新あり」に○を付けてください。

■ 原則更新の場合は以下のように明示してください。

有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合

「求人に関する特記事項」欄に「更新上限：有（通算契約期間○年／更新回数○回）」

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

■ 条件付きで更新ありの場合は以下のように明示してください。

- ・「契約更新の条件」欄に具体的な更新条件を記載
 - ・有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合、同欄に記載
- ※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

雇用期間	1. 定めなし ② 定めあり(4ヶ月以上) 3. 定めあり(4ヶ月未満) 4. 日雇(日々又は1ヶ月未満) 年 月 日 ~ 年 月 日 又は 1 年 0 ヶ月
契約更新の可能性	① あり(原則更新 - 条件付きで更新あり) 2. なし (契約更新の条件: 会社が定める能力評価により判断 (通算契約期間上限4年 / 更新回数上限3回))

これらの内容や具体的な求人票の記載方法についてのお問い合わせ
ハローワーク池袋 事業所第一部門 TEL 03-3987-8609 (部門コード 31#)

関東安全衛生技術センター「東京試験場」が開設されました

関東安全衛生技術センターでは、労働安全衛生法に基づく免許試験受験者の利便性向上のため、東京都内に常設の試験会場（東京試験場）を開設しました。運用開始は令和6年4月以降の試験からとなります。

対象となる試験の種類及び試験日程等は、安全衛生技術試験協会及び東京試験場のホームページでご確認ください。

◆所在地等

名 称：関東安全衛生技術センター東京試験場

所在地：東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー21階

○東京試験場 学科試験実施予定回数（令和6年度）

- ・衛生管理者試験：年間100回程度／週2回程度
- ・特級ボイラー技士試験：年間1回
- ・一級ボイラー技士試験：年間3回
- ・二級ボイラー技士試験：年間12回
- ・クレーン・デリック運転士試験：年間5回
- ・エックス線作業主任者試験：年間3回
- ・潜水士試験：年間3回

講習会等・協会行事計画

当協会主催講習会等についての内容、お申し込みは同封のご案内か当協会ホームページをご覧ください。他地区協会との共催講習会の内容、お申し込みは当協会ホームページをご覧ください。

なお、講習会等については中止となることもありますので、ホームページをご覧になるか、事務局までお尋ねください。

2024年(令和6年)3月～2025年(令和7年)3月講習会等実施計画（予定）

<池袋協会主催講習会等>	2024年(令和6年)										2025年(令和7年)		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新入社員安全衛生教育等講習会		9日											
労働行政運営方針説明会			24日										
全国安全週間説明会				13日									
全国労働衛生週間説明会							予定						
豊島板橋練馬地区安全衛生推進大会									予定				
人事労務・労働保険担当者法令実務説明会													予定
安全衛生推進者養成講習			21-22日				17-18日					18-19日	
安全管理者選任時研修	18-19日			25-26日				15-16日					18-19日
衛生推進者養成講習					9日			9日				7日	
労災保険給付基礎講座	5日												
ベーシックセミナー	25日												

協会ホームページ <http://www.ikerokyo.or.jp/>

講習会等申込書、入会申込書をダウンロードできます。講習会等のご案内については、随時更新いたします。